



宮 崎 県 公 報

平成30年11月26日 (月曜日) 第 3050 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

- 県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則…………… (農村整備課) 1
- 土地改良法施行細則の一部を改正する規則…… (“ ”) 1

頁

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 3
- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 3

公 告

- 公共測量の実施の通知…………… (管理課) 3
- 二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 3

規 則

県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第67号

県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

県営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則 (昭和48年宮崎県規則第54号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別徴収金を徴収しない場合)</p> <p>第4条 条例第2条第1項及び第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 当該土地を農業経営の合理化のために必要な共同利用施設 (通信施設、給油施設及びこれらに準ずる施設であって、当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用すると見込まれるもの以外のものを除く。) の用に供するため所有権の移転等 (土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第36条の2第1項の所有権の移転等をいう。以下同じ。) をした場合</p> <p>(2)~(4) [略]</p>	<p>(特別徴収金を徴収しない場合)</p> <p>第4条 条例第2条第1項及び第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 当該土地を農業経営の合理化のために必要な共同利用施設 (通信施設、給油施設及びこれらに準ずる施設であって、当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用すると見込まれるもの以外のものを除く。) の用に供するため所有権の移転等 (土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第36条の3第1項の所有権の移転等をいう。以下同じ。) をした場合</p> <p>(2)~(4) [略]</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第68号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則 (昭和53年宮崎県規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(役員の就任の届出)</p> <p>第4条 法第18条第16項前段 (法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。) の規定による役員の就任の届出は、就任の日から10日以内に別記様式第3号による届出書に選挙の場合にあっては選挙録の謄本を、選任の場合にあっては選任の状</p>	<p>(役員の就任の届出)</p> <p>第4条 法第18条第17項前段 (法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。) の規定による役員の就任の届出は、就任の日から10日以内に別記様式第3号による届出書に選挙の場合にあっては選挙録の謄本を、選任の場合にあっては選任の状</p>

況を記載した書面を添えてしなければならない。

（役員¹の退任²の届出³）

第5条 法第18条第16項前段の規定による役員¹の退任²の届出³は、退任の日から10日以内に別記様式第4号による届出書によってしなければならない。

（役員¹の住所及び氏名²の変更³の届出⁴）

第6条 法第18条第16項後段（法第84条において準用する場合を含む。）の規定による役員¹の住所又は氏名²の変更³の届出⁴は、変更の日から10日以内に別記様式第5号による届出書によってしなければならない。

（清算人¹の就任及び退任²の届出³）

第20条 法第68条第4項（法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）において準用する法第18条第16項前段の規定による届出⁴は、別記様式第19号による届出書によってしなければならない。

（清算人¹の住所及び氏名²の変更³の届出⁴）

第21条 法第68条第4項において準用する法第18条第16項後段の規定による届出⁴は、別記様式第20号による届出書によってしなければならない。

様式第3号（第4条関係）

〔略〕

次のとおり役員¹が就任したので、土地改良法第18条第16項前段（第84条において準用する第18条第16項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）1 〔略〕

2 〔略〕

3 不要の文字は、まっ消すること。

様式第4号（第5条関係）

〔略〕

次のとおり役員¹が退任したので、土地改良法第18条第16項前段（第84条において準用する第18条第16項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）不要の文字は、まっ消すること。

様式第5号（第6条関係）

〔略〕

次のとおり役員¹の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第18条第16項後段（第84条において準用する第18条第16項後段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）不要の文字は、まっ消すること。

様式第19号（第20条関係）

〔略〕

次のとおり清算人¹が就任（退任）したので、土地改良法第68条第4項において準用する第18条第16項前段（第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第16項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）不要の文字は、まっ消すること。

様式第20号（第21条関係）

〔略〕

次のとおり清算人¹の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第68条第4項（第84条において準用する第68条第4項）にお

況を記載した書面を添えてしなければならない。

（役員¹の退任²の届出³）

第5条 法第18条第17項前段の規定による役員¹の退任²の届出³は、退任の日から10日以内に別記様式第4号による届出書によってなければならない。

（役員¹の住所及び氏名²の変更³の届出⁴）

第6条 法第18条第17項後段（法第84条において準用する場合を含む。）の規定による役員¹の住所又は氏名²の変更³の届出⁴は、変更の日から10日以内に別記様式第5号による届出書によってなければならない。

（清算人¹の就任及び退任²の届出³）

第20条 法第68条第4項（法第84条において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）において準用する法第18条第17項前段の規定による届出⁴は、別記様式第19号による届出書によってなければならない。

（清算人¹の住所及び氏名²の変更³の届出⁴）

第21条 法第68条第4項において準用する法第18条第17項後段の規定による届出⁴は、別記様式第20号による届出書によってなければならない。

様式第3号（第4条関係）

〔略〕

次のとおり役員¹が就任したので、土地改良法第18条第17項前段（第84条において準用する第18条第17項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）1 〔略〕

2 〔略〕

3 不要の文字は、抹消すること。

様式第4号（第5条関係）

〔略〕

次のとおり役員¹が退任したので、土地改良法第18条第17項前段（第84条において準用する第18条第17項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）不要の文字は、抹消すること。

様式第5号（第6条関係）

〔略〕

次のとおり役員¹の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第18条第17項後段（第84条において準用する第18条第17項後段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）不要の文字は、抹消すること。

様式第19号（第20条関係）

〔略〕

次のとおり清算人¹が就任（退任）したので、土地改良法第68条第4項において準用する第18条第17項前段（第84条において準用する第68条第4項において準用する第18条第17項前段）の規定により届け出ます。

〔略〕

（注）不要の文字は、抹消すること。

様式第20号（第21条関係）

〔略〕

次のとおり清算人¹の住所（氏名）に変更があったので、土地改良法第68条第4項（第84条において準用する第68条第4項）にお

いて準用する第18条第16項後段の規定により届け出ます。

[略]

(注) 不要の文字は、まっ消すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別記様式第3号の改正規定(「まっ消」を「抹消」に改める部分に限る。)、別記様式第4号の改正規定(「まっ消」を「抹消」に改める部分に限る。)、別記様式第5号の改正規定(「まっ消」を「抹消」に改める部分に限る。)、別記様式第19号の改正規定(「まっ消」を「抹消」に改める部分に限る。))及び別記様式第20号の改正規定(「まっ消」を「抹消」に改める部分に限る。))は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の土地改良法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 906号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
前田デンタルクリニック	東臼杵郡門川町東栄町4-1-18	平成30年9月19日
なおの耳鼻咽喉科	日向市大字財光寺3438番	平成30年10月1日
きらり薬局	日向市大字財光寺3443-12番地	平成30年10月1日
お倉が浜kidsクリニック	日向市財光寺1737-1-1	平成30年10月17日

宮崎県告示第 907号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字竹ノ元 11241、11257-1、11258、字山メ 11270、字七マカリ 11345-1、11345-3、11345-4、字ムギノコシ 11393、字橋ヶ谷 11472、11473、字谷内 11494、11540、11546、11547、11555、字登り尾 11630
- 指定の目的 干害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

いて準用する第18条第17項後段の規定により届け出ます。

[略]

(注) 不要の文字は、抹消すること。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県地方務局長から次のとおり通知があった。

平成30年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成作業における基準点設置)
- 作業地域
宮崎市権現町、北権現町、浮城町、江平東一丁目及び江平東二丁目の各一部
- 作業期間
平成30年11月1日から平成31年2月28日まで

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成30年11月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免許の取消しをした年月日
平成30年11月6日
- 免許の取消しを受けた建築士
 - 永倉 政一
 - 二級建築士
 - 宮崎県知事登録第1355号
- 免許の取消しの理由
法第8条の2の規定により、二級建築士死亡等届が提出された。

--	--